

第1章 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷

1. 統計の正確性と客観性を保持し、また、統計の相互比較性と利用度の向上を図るために、必要な基準の設定が必要であるが、日本標準産業分類はこのような統計基準の一つとして統計調査の産業表章のために設定されたものである。
2. ここに刊行した「日本標準産業分類」（昭和51年5月）は、昭和24年10月に設定し、昭和47年3月に第7回目の改訂をした標準分類をさらに改訂したものであり、これは第8回目の改訂である。
3. ここで昭和24年10月の日本標準産業分類設定までの経緯及び昭和47年3月の第7回改訂までの経過を述べれば、概略次のとおりである。

わが国で産業分類が初めて作られたのは、昭和5年（1930年）であった。これより先、大正9年（1920年）の第1回国勢調査のときに職業分類が作られているが、これは産業と職業が混在したような分類であって、はっきり二つの分類に分けられたのは、昭和5年のときであった。この分類は、内閣訓令第3号をもって統一的に使用するように規制されたが、その効果を挙げることができなかった。

その後、経済統計の発達に伴い、工業分類とか農業分類とか部分的な産業分類も生まれたが、これらの間に分類上の統一がなく、解釈もまちまちであったため、同一の事業所が調査によって異なる産業に分類され、利用上多大の不便があった。このため、昭和15年（1940年）の第3回国勢調査のときに、とりあえずわが国の標準分類を作成することとなり、関係各省庁の専門家の協力により、統一ある分類が作成され、各省次官の申し合わせにより、この分類の共通使用が図られた。しかしながら、このときも、分類に関する細部の運営要領や大綱に関する定義などが理論的に確定されていなかったので、形式的な統一のみに止まり、調査の結果数字になお多大の差異が発見され、理路整然とした標準分類の必要性は益々高まってきた。

4. 戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスに呼応して、わが国でも大規模な各種センサスを実施することとなったのを機会に、統計委員会の下に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究が進められることとなり、各種の専門部会が設けられた。

この専門部会の一つである産業分類専門部会によって、標準産業分類の作成作業が昭和24年3月から開始され、同年10月に完成したのが日本標準産業分類であり、指定統計をはじめ多くの重要な統計調査に使用されることとなった。

5. 昭和24年12月23日の第12回統計委員会及び昭和25年4月28日の第17回統計委員会は、昭和24年10月制定の日本標準産業分類の統一的使用の問題を審議した結果、統計法による政令を制定することとし、このために必要な研究を行うこととなった。

日本標準産業分類の使用を政令として制定することに当り、第一に考慮されたのは、日本標準産業分類が、数多くの統計調査にたいし、どの程度無理なく適用できるかという点であった。したがって、日本標準産業分類が完成してから実地に使用した結果や、わが国産業構造上における産業部門の重要性の変化あるいは産業部門に含まれる個別産業をわが国の実情に合わせて改廃する必要性などが考えられた。よって、産業分類専門部会では、産業部門別に設けた小委員会ごとに改訂作業を行い、昭和26年3月に改訂の成案を得たので、昭和26年4月30日政令第127号「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」を公布し、同時に日本標準産業分類の第1回の改訂が行われた。

6. この後、昭和27年4月28日講和条約の発効によるわが国産業の変化などに基づき、本分類をさらにわが国情に合致させる必要が生じたため、昭和28年3月に第2回の改訂が行われ、また、武器製造業を新設するために、昭和29年2月に第3回の改訂が行われた。

なお、この間に統計委員会は、昭和27年8月に行われた行政機構の改革に伴い、行政管理庁附属機関の統計審議会となった。以後、その下に新たに産業分類専門部会を設置し、標準産業分類に関する諸問題の審議に当たることとなり、従来の産業分類専門部会の委員が新しい部会の専門委員に任命された。上記第3回改訂は、昭和27年9月18日の第1回統計審議会において、行政管理庁長官から統計審議会会长に宛てた諮問第1号（統計調査に用いる産業分類の基準の設定について）にたいする第1の答申に基づくものである。

7. その後も、各種統計調査の利用上多くの問題が生じてきたので、昭和32年5月に第4回の改訂が行われ、昭和38年1月にはこれの一部改訂が行われ、さらに昭和42年5月に第6回の改訂、昭和47年3月に第7回の改訂が行われ今日に至った。

上記第4回改訂は、諮問第1号の第2回の答申に基づいて行われたが、その後の改訂では、その都度、改めて諮問が行われている。

参考のため、各改訂について、政令に基づく告示日及び適用日、並びに統計審議会にたいする諮問番号、諮問日及び答申日を示せば、次のとおりである。

改 訂 回 数	告 示 関 係		統 計 審 議 会 関 係		
	告 示 日	適 用 日	諮 問 番 号	諮 問 日	答 申 日
第1回	26. 4. 30	26. 5. 1	—	—	—
第2回	28. 3. 31	28. 4. 1	—	—	—
第3回	29. 2. 27	29. 3. 1	第 1 号	27. 9. 18	(一) 29. 2. 12
第4回	32. 5. 1	33. 1. 1			(二) 32. 4. 26
第5回	38. 1. 12	38. 4. 1	第 92 号	37. 11. 19	37. 12. 14
第6回	42. 5. 1	43. 1. 1	第 105 号	41. 2. 18	42. 2. 17
第7回	47. 3. 31	47. 4. 1	第 139 号	46. 6. 16	47. 2. 18
第8回	51. 5. 15	52. 1. 1	第 164 号	50. 12. 5	51. 4. 16

なお、本分類は、4段に別れ、これを示すのに各分類項目の名称と10進法による数字を附加してあるほか、各項目に説明と主な内容が例示してある。さらに紛らわしいものについては各項目の内容説明中に、正しい所属項目の位置が示してある。○印はその項目に含まれるもの、×印は他の項目に含まれるものをしており、×印に掲げた産業の所属項目は〔 〕で示す分類番号及び内容の説明によって知ることができる。

第2章 分類上的一般原則

第1項 産業の定義

ここでいう産業とは、原則として、事業所において業として行われる経済活動をいう。教育、宗教、公務、非営利団体などの諸活動は、産業分類における従来の伝統及び国際的慣行に従って、ここでは産業に含ませる。しかし家庭内における主婦の家事労働は含まない。

第2項 標準産業分類

産業には多種類のものがある。個々の産業の種類は事業所において行われる経済活動の種類によって区分される。産業の種類を体系的に区分したものが産業分類である。産業を分類する方法は、目的によっていろいろ考えられるが、この分類を通して相互の比較を可能ならしめるように体系づけたものがこの標準産業分類である。

この分類は主として統計調査の対象における産業の範囲を確定したり、統計調査の結果を表示するために用いられる。標準産業分類では、主として次のような諸点に着目して産業の種類を体系的に分類した。

- 1 生産される物又は提供されるサービスの種類
- 2 事業所の技術的構造、原材料の性質
- 3 分類項目は、事業所の数、従業員の数、仕事の量、雇用及び賃金変動並びにその他の重要な経済事象を考慮して設けること。

この産業分類は、事業所を対象とする経済活動の分類であるから個人を対象とする職業分類とか、商品を対象とする商品分類などと異なるものである。

また、この産業分類では、国営であろうと、民営であろうと、同一経済活動を行うものは同一箇所に分類する。

第3項 事業所の定義

ここでいう事業所（エスタブリッシュメント）とは、「物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、製鍊所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などと呼ばれ、一区画を占めて経済活動を行っている場所である。同一構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位として取り扱う。同一構内に二つ以上の事業所があるとは原則として考えない。しかし同一構内であっても経営主体が異なれば別の事業所として取り扱うこととはもちろんある。例えばマーケットの一部を借りて営む別経営の商店があれば、明らかに同一構内でも別の事業所となるのである。

事業所は、ときには住居と一緒にになっていることがある。

また、経済活動の行われる場所は、一定しているのが普通であるが、ときには一定しない場合もある。例えば行商人とか、鎔掛屋のようなものである。このような場合には、便宜上その住居を事業所とみなすのである。また、農家や漁家などについても業主の住居を農業又は漁業活動に関する事業所とみなすのである。

- 〔注〕 1 同一構内とは、一般的には何らかの囲いをもった場所で、関係者以外、外部の人の立入りが自由に許されていない場所をいう。同一構内であるかどうか明らかでない場合があれば、賃金台帳と経営諸帳簿とが同一である範囲を一個の事業所とみなすことにする。
- 2 近接した二つ以上の場所で経済活動が行われていても、それらが賃金台帳と経営諸帳簿とが同一である場合には、一個の事業所とすることがある。また、詰所、派出所のように、日々従業員も異なり、賃金の支払いも行われないようなものは、場所が離れていても別個の事業所としない場合があ

る。

3 事業所を対象とする調査において、全事業所をとらえようと思えば、建物という建物、世帯という世帯を全部調べなければならない。全事業所を完全にとらえることは難事である。また、事業所の有無を確定するのが困難な場合もある。したがって、調査の目的に応じて事業所の定義に若干の差異があるのはやむをえない。例えば家庭の一部で仕事が行われているとき、

- (1) そこにすべて事業所があるとみなす場合もあるし、
- (2) 事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限って事業所があるとする場合もある。あるいは
- (3) 雇用者のある場合に限ることもあり、
- (4) また、店舗があるとか、看板類似の社会的標識のある場所に限る場合もある。
- (5) 特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、事業所をその元請業者の下に一括する場合もある。

4 農家、漁家の場合、同一構内（屋敷内）で他の種類の経済活動が行われていても、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。この場合、その事業所の経済活動の種類は、後述する主要業務の取扱い方によって決定される。ただし、主要業務を決定し難い場合には、店舗、工場などがあれば、別にそれらの事業所があるものとする。

5 鉄道業においては、同一構内に幾つかの機関が置かれていることがあるが、この場合にはそれらの機関ごとに別の事業所があるものとする。

第4項 産業分類適用の単位

産業分類適用の単位は、一事業所ごとである。この原則によらないものは建設業である。

建設業については、請負業者の場合は、建設作業の行われる現場を分類の単位とせず、本店（個人企業などで本店のような事務所を持たないときは企業主の自宅）、支店、又はその他の事務所で、常時建設工事の請負契約を結ぶ事務所ごとに一括して分類の単位とする。国、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体の場合には、建設工事を行うために設けた工事事務所又はこれに類する事務所ごとに一括する。ただし、地方公共団体が工事事務所を持たないで直営工事を行うときは、その工事を管轄する地方公共団体の課又は係の所在地に事業所があるものとみなす。また、土地改良区、水害予防組合その他の団体の場合には、建設工事を行うために

設けた工事事務所を単位とし、工事事務所を持たず直営工事を行っている場合には、組合などの事務所又は代表者の自宅に事業所があるものとする。

(注) 運輸通信業及びその他の公益事業（倉庫業、通信業及び運輸に附帯するサービス業を除く。）について産業分類を適用する場合には、原則として、経済活動が行われる場所又は機関ごとに分類の単位とする。ただし、調査の目的と方法によってはこの原則によるのが不適当又は困難である場合には、経済活動が行われる場所（又は機関）を統轄する上級機関を分類の単位とするものとする。

第5項 公務の範囲と単位

産業分類は経済活動の種類による分類であって、国営であろうと、民営であろうと、同一の経済活動は同一箇所に分類するのである。したがって産業分類の項目としての公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場などの立法事務、司法事務及び本来の行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。国や地方公共団体が行う業務は、極めて広い範囲にわたっており、その機構も複雑であるから、どの業務が本来の行政事務であり、どの業務が一般産業と同じ種類のものであるかを決定することは困難である。本分類においては、大分類M-公務の総説においてこの取扱いに関する通則を掲げることとし、分類表の内容例示とあいまって公務の範囲を明らかにするように努めた。

公務の分類の単位は单一の事業所である。場所が離れていれば、原則として、別の事業所とするのである。ただし、詰所や派出所のように日々従業員も異なり、賃金の支払いも行わず、一単位の事業所とみられないものは、場所が離れていても別個の事業所としない場合があることは、前述のとおりである。また、同一場所であっても、法令により独立の機関として置かれている組織体は原則として一事業所となる。

第6項 事業所の産業の決定方法

事業所の定義については第3項で、産業分類を適用する単位については第4項で述べた。次に起こる問題は、何によって産業を決定するかである。一事業所内で異種の経済活動が行われている場合には、その事業所の産業は、主要な経済活動に着目して決定される。これは、事業所の内部において行われる経済活動には、各種各様のものが複合している場合があるからである。その場合、事業所の産業は、主要

業務によって、すなわち特定生産品（生産品集団）又は特定の取り扱う商品（商品集団）あるいは提供する特定サービスに帰属する過去1か年の総収入額又は総販売額の最も多い事業によって決定するのである。総収入からは、偶然の要素によって影響を受けている部分を除かなければならない。

この原則によることが明らかに不適当な場合は、従業員の数又は設備が用いられることがある。例えば、製鉄の場合のように、高炉の有無など設備に着目して産業を決定する場合があるし、また、可塑物製品製造などの場合に、それが一貫作業として行われている事業所は最終製品によらず設備に着目して化学工業に分類するが、原料を購入し同一製品を製造する事業所は、その製品によってそれぞれの産業に分類するようなものである。

次に1か年内に事業の転換が行われた事業所については、必ずしも1か年間の総収入によらず、この転換が、将来元の事業に戻る意志のないものであれば、たとえその総収入が少なくとも、転換事業を主要活動とするのである。しかし転換が一時的であって、事情が許す限り、元の事業に復帰する考えであり、また、設備などからみて可能であれば、たとえ総収入が少なくとも、先の事業をもって主要活動とするのである。また、季節によって定期的に事業を転換する場合には、調査期日に行う事業とは関係なく、1か年間の総収入によって主要業務を決定するのである。

休業中又は清算中の事業所の産業は、営業中又は精算にはいる前の経済活動によって決定する。また、設立中の事業所は、開始する経済活動によって産業を決定する。廃業した場合には、事業所も存在せず、産業もないとするのが調査における通常の取扱いである。

管理事務を行う本社、出張所などの産業は、管理される全事業所を通じての主たる事業と同一とする。ただし、卸売を主とする出張所などは卸売業に分類される。

(注) 主事業所の附隨事業であって一般を対象としない事業所の産業は、自家用補修工事、鉄道業及び自家用倉庫に限り主事業所の産業と同じ産業に分類されるが、これ以外の附隨事業については、原則として、それぞれの主要経済活動によって分類される。

ただし、調査の目的によっては、修理工場、変電所、車庫、包装運搬所、通信所、集荷所など一定の範囲の経済活動に限って主事業所に専属する附隨事業所の活動を認め、

- (1) それを主事業所と同じ産業に分類するとか、あるいは
- (2) 主事業所にあわせて一個の事業所として取り扱う場合があるものとする。

第7項 個人を対象とする調査への適用

国勢調査のように各個人を対象とする調査において、各人がどのような産業に属しているかを調べようと思えば、各個人について、事業所はどこであり、その事業所はどんな経済活動をしているか尋ねなければならない。個人を調査対象とすることによって、家庭に雇われて家事労働に従事する者や文筆家や単独の大工のような職業と産業とが密接に関連しているものもとらえられることになり、有職業者と有産業者の数は一致する。

また、個人を対象とする調査においては、事業所の経済活動を実地に事業所に行かずして間接的に尋ねなければならないことが出てくる。このような場合には、事業所の経済活動について詳しいことは聞きがたいので、産業分類の適用も比較的あらい段階にとどまるのが普通である。

第8項 企業等を対象とする調査への適用

この日本標準産業分類は、産業分類を適用するもっとも普通の単位である事業所に適用することを主眼として作成されているが、事業所及び個人以外の単位、例えば企業の産業に本分類を適用する場合には、事業所の場合に準じて適用されたい。

第9項 そ の 他

この分類を通じて、個人経営の農林漁業に対する販売ないし賃加工サービスの提供は一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱う。また、同一企業に属する事業所間の商品の移動又はサービスの提供は、販売又は対価を受け取って行うサービスの提供と同様に取り扱うものとする。

付1; 主要な改訂点

- 1 203 ねん糸・かさ高加工糸製造業を 203 ねん糸製造業に改め、2031 ねん糸製造業を 2031 ねん糸製造業（かさ高加工糸製造業を除く。）に改める。
- 2 ベースの材質により分散していた電着植毛業を 2099 他に分類されない繊維工業に集括する。
- 3 2122 下着製造業に含まれる“海水着・海水パンツ製造業”を 2113 作業服製造業に分類替えする。
- 4 2451 大形紙袋製造業を 2451 重包装紙袋製造業に改め、2452 角底紙袋製造業を新設する。これに伴って、2452 段ボール箱製造業は 2453 に、2453 紙器製造業は 2454 に、2454 ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業は 2455 にそれぞれ分類番号を変更する。
- 5 254 製版業を新設し、259 印刷業に伴うサービス業に分類されていた 2591 写真製版業（写真植字業を含む。）、2592 植字業・鉛版等製造業、2593 銅版・木版彫刻業を新設の 254 製版業の細分類として分類替えをする。これに伴って、254 製本業、印刷物加工業は 255 に、2541 製本業は 2551 に、2542 印刷物加工業は 2552 にそれぞれ分類番号を変更する。
- 6 3193 鉄スクラップ加工処理業を新設する。
- 7 3324 作業用具製造業（刃物、工具、やすり、農器具、のこぎり、手動工具を除く。）を 3324 作業工具製造業（やすりを除く。）に改める。
- 8 3498 産業用ロボット製造業を新設する。
- 9 3996 パレット製造業を新設する。
- 10 6641 旅行あっせん業を 664 旅行業に格上げし、この細分類として 6641 一般旅行業、6642 国内旅行業、6643 旅行業代理店業を新設する。
これに伴って
 - (1) 664 運輸あっせん業は 665 に、6642 貨物運送仲立業は 6651 に、6643 船舶仲立業は 6652 にそれぞれ分類番号を変更する。
 - (2) 665 こん包業は 666 に、6651 こん包業は 6661 こん包業（組立こん包業を除く。）に改める。
 - (3) 666 運輸施設提供業は 667 に、6661 道路運送固定施設業は 6671 に、6662 自動車ターミナル業は 6672 に、6663 貨物荷扱固定施設業は 6673 に、6664 さん橋泊き業は 6674 に、6665 飛行場業は 6675 にそれぞれ分類番号を変更する。
- 11 6662 組立こん包業を新設する。
- 12 741 各種物品賃貸業の細分類を 7411 総合リース業と 7419 その他の各種物品賃貸業に改める。